

農地法第3条許可申請書 記入例

農地法第3条の規定による許可申請書

令和 5 年 9 月 1 日

由布市農業委員会会長 殿

<譲渡人>

氏名： **大分 太郎**

TEL： **(097) 582 - 0000**

<譲受人>

氏名： **由布 次郎**

TEL： **(090) △△△△ - ××××**

●許可証発行時等にご連絡させていただきますので、電話番号は繋がりやすいもの（携帯電話など）を記入してください。

下記農地(採草放牧地)について { 所有権
賃借権・使用貸借による権利
その他使用収益権 () } を { 移転
設定 (期間 年) }

●今回の申請に該当するものに丸を付けてください。

したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。(該当する内容に○を付してください。)

記

1 申請者の氏名等(国籍等は、所有権を移転する場合に譲受人のみ記載してください。)

申請者	ふりがな	年齢	職業	住所	国籍等	在留資格 又は特別 永住者
	氏名					
譲渡人	おおいた たろう	70	無職	〒879-5421 由布市庄内町柿原 100番地1		
	大分 太郎					
譲受人	ゆふ じろう	60	農家	〒879-5413 由布市庄内町大龍 200番地2	日本	
	由布 次郎					

- 氏名は住民票に記載のとおり、正確に記入してください。
- 住所は地番等を省略せず、住民票に記載のとおり、正確に記入してください。
(例：○庄内町柿原 100 番地 1、×庄内町柿原 100-1)
- ふりがな、年齢、職業、郵便番号、国籍等も忘れずに記入してください。

2 許可を受けようとする土地の所在等（土地の登記事項証明書を添付してください。）

所在・地番	地目		面積（㎡）	対価、賃料等の額（円） 〔10a当たりの額〕	所有者の氏名又は名称 （現所有者の氏名又は名称（登記簿と異なる場合））	所有権以外の使用収益権が設定されている場合	
	登記簿	現況				権利の種類、内容	権利者の氏名又は名称
由布市庄内町 柿原字石田302番地	畑	畑	1,000	600,000円	大分 太郎		
柿原字石田305番地2	田	田	2,000	〔200,000円〕	〔 〕		

- 登記事項証明書を確認しながら地番、地目、面積を間違えないよう記入してください。
- 地番には字まで記入するようにしてください。
- 面積は水張面積ではなく、登記簿の面積を記入してください。
- 対価、賃料の額を10アールあたりに割り戻した額も記入してください。

3 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

令和5年10月 売買による所有権移転

- 契約の時期、内容などを記入してください。
例：（売買の場合）令和5年10月 売買による所有権移転
（贈与の場合）令和5年10月 贈与による所有権移転
（貸借の場合）令和5年10月 賃貸借による貸借権設定

（記載要領） — 省 略 —

農地法第3条の規定による許可申請書（別添）

I 一般申請記載事項

<農地法第3条第2項第1号関係>

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

所有地		農地面積 (合計)	田	畑	樹園地	採草放牧地面積
	自作地	10,000 m ²	9,500 m ²	500 m ²	m ²	m ²
	貸付地	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
		所在・地番	地目		面積	状況・理由
			登記簿	現況		
	非耕作地				m ²	

所有地以外の土地		農地面積 (合計)	田	畑	樹園地	採草放牧地面積
	借入地	5,000 m ²	5,000 m ²	m ²	m ²	m ²
	貸付地	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
		所在・地番	地目		面積	状況・理由
			登記簿	現況		
	非耕作地				m ²	

【記入必須】

- 自己所有地及び借りている土地について、その面積を記入してください。
- 借入地は市や中間管理機構を通して利用権設定をしていない小作契約（いわゆるヤミ小作）については面積に含められません。
- 自分の耕作面積については、農業委員会で農家台帳を確認することが出来ます。

（記載要領） ー 省 略 ー

1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

	田	畑			樹園地			採草 放牧地
作付(予定)作物	水稲	野菜						
権利取得後の面積	16,500 m ²	1,500 m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²

【記入必須】

- 作付け予定作物とその面積を記入してください。
- 権利取得後の面積なので、通常は1-1の合計面積と今回許可を受けようとする農地の面積を合計したものになります。

(2) 大農機具又は家畜

数量	種類	トラクター	コンバイン	田植え機	乾燥機	
確保しているもの	所有	1	1	1		
	リース					
導入予定のもの	所有				1	
	リース					
	資金繰りについて				自己資金	

【記入必須】

- 農機具について、現在の所有状況、今後の導入予定について記入してください。

(記載要領) ー 省 略 ー

(3) 農作業に従事する者

- ① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況
農作業歴 40 年、農業技術修学暦 _____ 年、その他 (_____)

【記入必須】

- 譲受人の農作業歴について記入してください。

② 世帯員等その他 常時雇用している 労働力(人)	現在: <u>2</u> (農作業経験の状況: <u>約30年</u>)
	増員予定: (農作業経験の状況: _____)
③ 臨時雇用労働力 (年間延人数)	現在: (農作業経験の状況: _____)
	増員予定: (農作業経験の状況: _____)

【記入必須】

- 譲受人の世帯において、本人以外で農作業に従事する人数（二親等内の親族）を②に記入してください。
- 農繁期等に人を雇うことがある場合には③にその人数を記入してください。

- ④ ①～③の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均
距離又は時間 (5.0 km または 10 分)

【記入必須】

- 譲受人の自宅等から今回の申請農地までのだいたいの距離と時間を記入してください。

＜農地法第3条第2項第2号関係＞（権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合のみ記載してください。）

2 その法人の構成員等の状況（別紙に記載し、添付してください。）

【申請者が農地所有適格法人の場合のみ作成】

●個人の場合は記入不要です。

＜農地法第3条第2項第3号関係＞

3 信託契約の内容（信託の引受けにより権利が取得される場合のみ記載してください。）

--

【記入不要】

●通常は記入不要です。

＜農地法第3条第2項第4号関係＞（権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載してください。）

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況

（「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。）

農作業に従事する者の氏名	年齢	主たる職業	権利取得者との関係 (本人又は世帯員等)	農作業への年間従事日数	備考
由布 次郎	60歳	農業	本人	250日	
由布 三郎	55歳	農業	弟	250日	
由布 花子	58歳	パート	妻	150日	
	歳			日	
	歳			日	

【申請者が個人の場合のみ記入】

●先ほど記入した「(3) 農作業に従事する者」について、氏名、年齢、職業、関係、農作業従事日数を記入してください。従事日数は原則150日以上である必要があります。

（記載要領） — 省 略 —

<農地法第3条第2項第5号関係>

5 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（賃借人等）が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合には、以下のうち該当するものに印を付けてください。

- ☐ 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。
- ☐ 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。
- ☐ その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。
（表作の作付内容＝ 、裏作の作付内容＝ ）
- ☐ 農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

【転貸する場合のみ記入】

- ほとんどの場合記入不要です。

<農地法第3条第2項第6号関係>

6 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。

（例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。）

（例）

申請する田はこれまでも水田として利用されており、契約締結後も同様に水田として利用するため、周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に影響を及ぼすことはないと考えます。
また、農薬の使用法については、地域の防除基準に従います。

【記入必須】

- 申請農地を耕作することで周辺の農地への影響や利用上の支障が懸念される場合にはそのことについて記入が必要です。
- 影響がないと見込まれる場合も空欄は不可なので、例を参考に必ず記入してください。

Ⅱ 使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項

権利を取得しようとする者が、農地所有適格法人以外の法人である場合、又は、その者又はその世帯員等が農作業に常時従事しない場合には、Ⅰの記載事項に加え、以下も記載してください。

【解除条件付き貸借の場合のみ作成】

- 農地法第3条第3項第1号に規定する条件その他適正な利用を確保するための条件が記載されている賃借契約書の写しを添付してください。

(留意事項) — 省 略 —

<農地法第3条第3項第2号関係>

7 地域との役割分担の状況

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどのような場面でどのような役割分担を担う計画であるかを以下に記載してください。

(例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等について記載してください。)

(例)

地域の中山間組織に参加し、話し合いや活動に協力する。また、地域で定期的に行われている水路清掃や除草作業に参加し、他農家と協力して農業用施設の管理に努める。

【解除条件付き貸借の場合のみ記入】

- 申請農地を耕作していくにあたり、地域内の他の農業者との協力体制や役割分担をどのように行うかについて記入します。
- 例としては「地域の中山間組織に参加し話し合いや活動に参加する」「水路・農道などの農業用施設の管理（井出普請）に参加し、地域の取り決めを守る」などです。

<農地法第3条第3項第3号関係> (権利を取得しようとする者が法人である場合のみ記載してください。)

8 その法人の業務を執行する役員又は重要な使用人のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の氏名及び役職名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

(1) 氏 名 _____

(2) 役職名 _____

(3) その者の耕作又は養畜の事業への従事状況

その法人が耕作又は養畜の事業（労務管理や市場開拓等も含む。）を行う期間：年 _____ か月 _____

そのうちその者が当該事業に参画・関与している期間：年 _____ か月 _____ (直近の実績)

年 _____ か月 _____ (見込み)

【申請者が法人で解除条件付き貸借の場合のみ記入】

- 個人の場合は記入不要です。

Ⅲ 特殊事由により申請する場合の記載事項

9 以下のいずれかに該当する場合は、該当するものに印を付し、Ⅰの記載事項のうち指定の事項を記載するとともに、それぞれの事業・計画の内容を「事業・計画の内容」欄に記載してください。

(1) 以下の場合は、Ⅰの記載事項全ての記載が不要です。

- ☐ その取得しようとする権利が地上権(民法(明治29年法律第89号)第269条の2第1項の地上権)又はこれと内容を同じくするその他の権利である場合

(事業・計画の内容に加えて、周辺の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整の状況を「事業・計画の内容」欄に記載してください。)

- ☐ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同項の委託を受けることにより農地又は採草放牧地の権利を取得しようとする場合、又は、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において使用貸借による権利若しくは賃借権を取得しようとする場合

- ☐ 権利を取得しようとする者が景観整備機構である場合

(景観法(平成16年法律第110号)第56条第2項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面を添付してください。)

【該当する場合のみ記入】

- ほとんどの場合記入不要です。

- 地上権等の設定のための申請である場合などに該当します。該当する場合は《Ⅰ 一般申請記載事項》について記入不要となります。

(2) 以下の場合は、Ⅰの1-2(効率要件)、2(農地所有適格法人要件)以外の記載事項を記載してください。

- ☐ 権利を取得しようとする者が法人であって、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地における耕作又は養畜の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められる場合

- ☐ 地方公共団体(都道府県を除く。)がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を公用又は公共用に供すると認められる場合

- ☐ 教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

- ☐ 独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人家畜改良センター又は国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

【該当する場合のみ記入】

- ほとんどの場合記入不要です。

- 社会福祉法人等が業務の運営に必要なため農地を取得しようとする場合などに該当します。該当する場合は《第2項第1号関係の1-2・第2項第2号関係》について記入不要となります。

(3) 以下の場合は、Ⅰの2(農地所有適格法人要件)以外の記載事項を記載してください。

- ☐ 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農農地所有適格法人(農業の経営の事業を行うものを除く。)がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他これらの法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められる場合
- ☐ 森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその行う森林の経営又はこれらの法人の直接若しくは間接の構成員の行う森林の経営に必要な樹苗の採取又は育成の用に供すると認められる場合
- ☐ 乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う者に対してその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し、又はその飼養の事業を行う者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該事業の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

(留意事項) ー 省 略 ー

- ☐ 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその事業に必要な樹苗の育成の用に供すると認められる場合

(事業・計画の概要)

【該当する場合のみ記入】

- ほとんどの場合記入不要です。

●様式第1号（本記入例P2. 上段）に収まらない場合は、こちらにご記入ください。

2 許可を受けようとする土地の所在等（筆数が多い場合にはこの様式を利用してください。）

所在・地番	地目		面積(m ²)	対価、賃料等の額（円） 10a当たりの額	所有者の氏名又は名称 現所有者が登記簿と異なる場合	所有権以外の使用収益権が設定されている場合	
	登記簿	現況				権利の種類、内容	権利者の氏名又は名称